

「笑顔の学校」づくり(案)

(第2期可児市教育振興基本計画)

令和2年度～令和5年度



可児市・可児市教育委員会

はじめに

市長コメント

写真

可児市長 富田 成輝

教育長コメント

写真

可児市教育委員会 教育長 籠橋 義朗

目 次

可児市教育大綱	1
計画策定の趣旨	2
計画期間	2
本市における教育の現状と課題	2
本市の教育の根底にあるもの	3
目指す教育の姿と基本理念	3
計画の体系	
概念図	4
施策の体系図	5
今後4年間の目標と施策	
基本目標Ⅰ 「生きる力」の基礎の育成	6
基本目標Ⅱ 未来社会を切り拓くための資質・能力の育成	8
基本目標Ⅲ 学びを支援する環境の整備・充実	10
全体の推進体制	13
各施策の目標と参考指標	14
用語解説	16
参考・資料編	
可児市教育大綱の可児市教育振興基本計画への反映状況	18
可児市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿	20

可児市教育大綱

本市の子育ての基本理念である「マイナス 10 カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」のもとで、その主要な役割を担う義務教育を中心として、子育て全般における切れ目のない教育を推進していくため、次のとおり「可児市教育大綱」を定める。

令和元年 6 月 1 3 日

可児市長 富田 成輝

可児市教育大綱

目指す方向

「子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育」を推進し、生涯にわたって学び、成長していく人材を育てます。

5 つの目標

1. 「豊かな心」を育みます

自分自身を認めることはもとより、命の大切さや相手を思いやる気持ち、良好な人間関係を築くために必要な「豊かな心」を育みます。

2. 「共に生きるためのルールを守る意識」を高めます

社会生活を営むうえで必要な礼儀、道徳、規則など、「共に生きるためのルールを守る意識」を高めます。

3. 「夢に向かってチャレンジできるたくましい力」を養います

学力・体力の向上をはじめ、社会や環境の変化、困難な課題に直面しても、夢の実現に向けて自分の考えを持ち、創造力を発揮して「夢に向かってチャレンジできるたくましい力」を養います。

4. 「ふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人」を育てます

ふるさと“可児”への誇りを持ち続けながら、ふるさとの人や社会、自然との関わりやつながりを大切に、地域社会の一員として「ふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人」を育てます。

5. 「子どもは地域全体で育てる意識」を高めます

家庭、地域住民、子育てに関わる各種組織、地域に関わる各種団体等がそれぞれの立場で役割を果たし、相互に連携して「子どもは地域全体で育てる意識」を高めます。

計画策定の趣旨

本市では、市が目指す教育の基本的方向性を明らかにするとともに、各事業を計画的に推進するため、平成 23 年度に「可児市教育基本計画」を策定し、様々な施策を行ってきました。社会が大きく変化する中では、予測が困難な状況にも柔軟に対応できることが求められ、学校教育においては学力や体力の向上とともに、知識・技能の習得だけではない資質や能力の育成などに一層対応しなければなりません。

新たに策定する「可児市教育振興基本計画」は、市が推進する“マイナス 10 カ月からつなぐ まなぶ かかわる 子育て”のもと定めた「可児市教育大綱※1」を実現するための学校教育に関する指針であり、学校と教育委員会が子どもの教育に関係する様々な機関や部署、家庭や地域と連携し、社会全体で関わっていく教育を目指しています。また、各学校は本計画に基づき、それぞれの特色を生かし具体的な取り組みを進めていきます。

計画期間

令和 2 年度から令和 5 年度の 4 年間

本市における教育の現状と課題

平成 31 年 4 月に実施した可児市市民意識調査のうち、「教育や学習に関する施策の重要度と満足度」についての設問では、「学校施設の安全性」が重要度・満足度ともに高く、継続して実施していくべき施策であることが結果として示されました。また、重要度は高いが満足度は低いものに該当するのは、「教員の指導力の向上」のほか「子どもの健康教育や体力づくり」「子どもの確かな学力の育成」「放課後の子どもの居場所づくり」となっており、今後、特に進めていく必要があるものと考えられます。

「どのような子どもになってほしいか」の設問では、10 年前に実施した前回調査と比較すると、同様に「思いやりや優しさをもった子ども」「ルールやマナーを守る子ども」との回答が多いものの「個性が豊かな子ども」「自分の意見をはっきり言える子ども」「向上心やチャレンジ精神のある子ども」への回答の割合も増加しており、多様化する社会に対応できる力が求められているものと考えられます。

「学校教育の充実に必要だと思う取り組み」については、「いじめや不登校等の対策」や「体験学習を通じた心の教育の充実」への回答が多く、特に「いじめや不登校等の対策」は前回と比べてもその割合は増加しています。この結果から、心の教育の充実やいじめ・不登校等への対応は、今後も不可欠となっています。

これらの結果は、本計画策定に踏まえるべき教育の現状と課題の一端を示しているものと考えます。

また、現在、本市の外国籍市民は 8,000 人を超え、全体の約 8 %となっています。出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、今後もこの傾向が高まることが予想され、本市の教育にも大きく影響することが考えられます。

「子どもの命を守る」

学校教育を進めていくにあたり、「子どもの命を守る」ことは何よりも大切であり、市及び教育委員会の考える学校教育の根底に常に存在しています。

子どもの命を脅かすすべてのもの（いじめ、児童虐待、育児放棄、不登校、貧困、災害、交通事故等）から子どもを守っていきます。そのために、このようなことが起こらないよう関係機関と連携して未然防止に取り組み、問題や情報を共有し対応していきます。

目指す教育の姿

「笑顔の学校」

人は、家庭や地域、学校や職場などで多くの人と関わり、様々な経験を積むことで成長していきます。教育や学習は、市民一人一人が自分の人生を切り拓き、豊かに生きていくために欠かすことができないものです。

未来社会を切り拓くための資質・能力や他者を思いやる心を育むとともに、ふるさと可見を築いた先人たちの思いを大切にし、幅広い学習活動を通じて市民一人一人の意欲や能力を高め、生かしていくことが大切です。

「学校は本来楽しいところ」、「学習等に一生懸命取り組んで、できて・分かって楽しい」、「仲間と一緒に活動することが楽しい」、その喜びを感じたとき子どもたちは“笑顔”になり、また教師もそんな子ども達の笑顔に喜びを感じます。

本教育振興基本計画では、このような「笑顔の学校」を本市の学校教育の目指す姿として推進していきます。



計画の体系

学校教育に関する指針である本計画は、次の概念図のとおり位置付けています。

①生きていくために必要な基礎を形成すること、②多様化する社会に適応するために加えて必要となる資質・能力を育てること、そして③子どもたちの学びを支えるための環境を整備・充実していくことの3つを本計画の柱である基本目標とします。また、次ページの施策の体系図のとおり3つの基本目標ごとに施策を体系的に示し、「笑顔の学校」づくりに向けた施策を進めていきます。

なお、教育委員会の所管外の業務に関する施策（概念図に示す「子ども・子育て支援施策」「文化・スポーツ振興施策」「青少年健全育成推進施策」「生涯学習活動支援施策」「多文化共生推進施策」など）については個別の計画等で対応し、学校教育に関する施策と相互に連携しながら進めていきます。

概念図



笑顔の学校

基本目標Ⅰ

「生きる力」の基礎の育成

施策1 幼児教育との接続強化

施策2 確かな学力の向上

施策3 心の教育の推進

施策4 ふるさと教育の推進

施策5 体力の向上と健康の保持増進

施策6 安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供と食育の推進

基本目標Ⅱ

未来社会を切り拓くための
資質・能力の育成

施策1 コミュニケーション能力の向上

施策2 国際理解教育の充実と多文化共生教育の推進

施策3 キャリア教育の推進

施策4 ICT活用の推進

施策5 総合的な能力と個性を伸ばす教育の推進

基本目標Ⅲ

学びを支援する環境の
整備・充実

施策1 教職員の資質及び指導力の向上

施策2 教職員の働きやすい環境づくり

施策3 学校施設環境の整備、管理

施策4 一人一人に寄り添った支援の充実

施策5 いじめの未然防止と早期対応の充実

施策6 社会全体での子どもの見守り、成長支援

全体の推進体制

施策1 適正な教育委員会の運営

施策2 効果的・効率的な教育行政の推進

今後4年間の目標と施策

基本目標Ⅰ

「生きる力」の基礎の育成

確かな学力の向上、豊かな人間性の形成、体力の向上、健康の保持増進を図ることで、生きていくために必要な基礎的な能力を育みます。

施策1 幼児教育との接続強化

- ◆ 幼稚園教員、保育士、小中学校教員の合同研修や情報の共有により連携を密にし、就学前教育から小学校教育へと切れ目のないスムーズな移行を行います。
 - ・ 幼保小連携推進会議※2 及び幼保小中連携講座の開催
 - ・ 「スタートカリキュラム※3」の編成及び規範意識や基本的生活習得に向けた「アプローチカリキュラム※4」との連携
 - ・ 「こども応援センターばあむ」及び「こども発達支援センターくれよん」との連携
- ◆ 幼児の自発的な活動を確保することで、興味や関心を広げます。
 - ・ 遊びを通して行う教育の推進

施策2 確かな学力の向上

- ◆ 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図り、これらを活用して思考力、判断力、表現力等を育みます。また主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実に努めます。
 - ・ 日々の授業改善による質の高い授業の実現
 - ・ 協働的な学習活動による主体的・対話的で深い学びの実現
 - ・ 「話す・聞く」「読む」「書く」の指導を徹底した言語活動の充実
- ◆ 分かる喜びや学ぶ楽しさを実感できるよう評価を工夫し、個々の学習状況や定着状況を見届けるなど、きめ細かな指導の充実に努めます。
 - ・ 児童生徒の学習状況等の把握と指導方法への反映
- ◆ 児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮します。
 - ・ 家庭との連携

施策3 心の教育の推進

- ◆ 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えるなど、主体的に自己の生き方について考えを深め、道徳性を養います。
 - ・ SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)※5 等を通じた社会性や自己肯定感などの育成
- ◆ 互いのよさや違いを認め合い、支え合う温かい人間関係を醸成する中で、認識力・自己啓発力・行動力の育成を図ります。
 - ・ 国籍や性的指向などに対する差別や偏見といった今日的課題にも対応した人権感覚の醸成

- ◆教育活動全体を通して、児童生徒の規範意識を醸成し、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育てるよう、家庭や地域との連携及び豊かな体験活動を生かした地域ぐるみの道德教育を推進します。
 - ・命の大切さや規範意識などを育む心の教育の推進
 - ・特別の教科である道德(道德科)を要とする道德教育の推進
- ◆すべての人に温かく思いやりのある心で接する態度を育みます。
 - ・体験学習活動や福祉協力校事業を活用した福祉教育の充実
- ◆環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度を育みます。
 - ・理科・社会科などの教科、総合的な学習の時間における環境学習や児童会・生徒会活動等を通じた環境教育の推進

施策4 ふるさと教育の推進

- ◆地域の魅力や課題を知るといった探究的な学習に主体的・協働的に取り組む中で、ふるさとへの誇りと愛着を育む「ふるさと教育」を推進します。
 - ・副読本「可児市のじまんとほこり」を活用した取り組み
 - ・教職員を対象とした可児市を知るための研修等の実施
- ◆地域の自然や歴史、文化や人々の営みにふれる体験活動を実施します。
 - ・地域の教育力を生かした特色ある学習活動の推進
 - ・日本の伝統的行事や地域の環境を生かした遊び体験、地域住民の参画による活動の実施

施策5 体力の向上と健康の保持増進

- ◆児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めます。
 - ・児童生徒の健康診断の実施
 - ・休み時間の活動や、クラブ活動・部活動を通じた体力の向上
 - ・全国体力・運動能力・運動習慣等調査(スポーツテスト)の実施

施策6 安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供と食育の推進

- ◆旬の食材を生かし、行事食を織り込んだ栄養バランスのよい給食の提供とともに、食中毒防止のための衛生管理を徹底した給食づくりを進めます。
 - ・安全で安心な食材の確保や地場産物などを活用した魅力ある給食の提供
 - ・衛生管理基準等に照らした衛生管理
 - ・食物アレルギーに関する使用食材及び栄養成分配合表等の情報提供
- ◆学校給食を通じた食に関する指導や家庭での正しい食習慣などに関する啓発を行います。
 - ・学校給食を活用した発達段階に応じた食育指導
 - ・給食試食会等の機会を通じた保護者への食環境の改善指導及び啓発

基本目標Ⅱ

未来社会を切り拓くための資質・能力の育成

子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し伸ばす教育を進めることで、未来社会を切り拓くための資質や能力を養い、多様化する社会において、一人一人が持続可能な社会の担い手として活躍できる人材を育成します。

施策1 コミュニケーション能力の向上

◆学校の教育活動全体を通して、自分の考えなどを発表する場を積極的に提供することにより、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、伝え合うことの楽しさを実感させます。

・「ココロとカラダワークショップ※6」の実施

◆外国語を用いたコミュニケーションの楽しさを体験する活動を設定し、主体的にコミュニケーションを図ることができるよう指導方法を工夫します。

・全小学校での「かにっこ英語プログラム研究※7」(小学校英語コミュニケーション研究事業)の推進



施策2 国際理解教育の充実と多文化共生教育の推進

◆国籍の異なる児童生徒との交流を通して、国際理解と多文化共生を推進します。

・「かにっこ英語サマースクール※8」の実施

◆小学校英語教育を充実します。

・ALT(Assistant Language Teacher)※9を有効に活用した授業の実施

◆外国籍児童生徒の日本の学校生活への適応を図ります。

・「ばら教室KANI※10」における日本語初期指導体制の充実

・各学校の国際教室における教育内容の充実

・通訳サポーターの配置による学習、生活支援

・国際交流協会との連携、協力による就学支援

・外国籍児童生徒を受け入れるための教職員研修の実施



施策3 キャリア教育の推進

◆児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる、資質・能力を身に付けることができるキャリア教育の充実を図ります。

- ・人間関係形成能力・将来設計能力の伸長
- ・様々な体験活動を通じた自分らしい生き方を実現する能力の育成

施策4 ICT※11活用の推進

◆ICT機器を活用した学習活動を進めます。

- ・ICTを活用した学習活動の充実
- ・プログラミング教育の推進
- ・パソコン、大型モニターなどの設置によるICT環境の整備の推進

◆インターネットを正しく利用するなどの情報活用能力を育成します。

- ・情報モラル教育の推進
- ・教職員のICT活用指導力の向上

施策5 総合的な能力と個性を伸ばす教育の推進

◆教科等横断的な視点に立った課題解決能力を育成します。

- ・各学校の特色を生かした教育課程の編成と実施
- ・「笑顔の学校公表会」による各学校の特色ある教育活動の交流

◆豊かな情操を育み、学びのきっかけとなるよう図書への関心を高めるため、読書活動を推進します。また、学校図書館が児童生徒の情報センターとなるように読書環境の充実を図ります。

- ・各学級での朝読書を通じた読書活動の充実
- ・学校司書による利用指導や委員会活動などを通じた読書環境の充実

◆多様化する社会を生きるために必要な柔軟で強い心を育てます。

- ・非認知能力※12を伸ばす教育の推進

◆グローバルな視野と知的好奇心を高めるため、児童生徒の持つ能力や個性の伸長を図ります。

- ・国際社会への関心を高める教育の推進
- ・スポーツ・文化等の分野で才能や個性を伸ばす教育の推進



基本目標Ⅲ

学びを支援する環境の整備・充実

子どもたちの安全を確保し安心して学べる環境整備を進め、豊かな学びを支えるとともに生涯にわたって学んでいこうとする意欲を育てる環境を整えます。また、社会全体で子どもを育てるため、地域や家庭のほか教育に関連する様々な機関や部署との連携によりサポートする体制を充実していきます。

施策1 教職員の資質及び指導力の向上

- ◆教職員の指導力・人間力、専門性を高めるための研究・研修を実施します。
 - ・管理経営研修の定期的な実施
 - ・若手教職員育成のための研修の実施や講師等を対象とした研修の充実
 - ・「学校所員会※13」における研究活動の充実
- ◆共感的な児童生徒理解に徹し、よりよい人間関係の形成を図ることを指導できる教職員を目指します。
 - ・特別な配慮を必要とする児童生徒に対しての特性を踏まえた適切な支援
 - ・保護者、関係機関との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導の実施
- ◆教職員の共通理解とともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力体制を築き、広い視野から児童生徒の健全育成を図ります。

施策2 教職員の働きやすい環境づくり

- ◆教職員の長時間勤務や多忙化解消に向けて、勤務実態の把握と業務の偏りの解消を行い、教職員個々の勤務時間やワーク・ライフ・バランスを意識した働き方を定着していきます。
 - ・勤務時間管理の徹底と勤務時間を意識した働き方の促進
 - ・ICTの活用による業務の効率化
 - ・地域の教育力の活用による学校運営のサポートや地域、保護者との連携による役割分担の見直し
- ◆積極的な外部の専門家やスタッフの活用により、教職員の勤務時間の軽減と業務の負担軽減を図ります。
 - ・スクールロイヤー※14による支援体制の充実
- ◆岐阜県部活動ガイドラインに沿った適切な部活動を推進します。
 - ・部活動での外部指導者の活用



施策3 学校施設環境の整備、管理

- ◆児童生徒が安心して学べる教育環境を確保するため、計画的な校舎等の整備と安全管理を行います。
 - ・校舎、屋内運動場の計画的な改修及び校舎、遊具の定期的な安全点検の実施
 - ・老朽化、緊急性を見極めた効果的な施設・設備や備品の整備
 - ・児童生徒数の推計、「可見市公共施設等マネジメント」※15等を踏まえた学校規模適正化の検討
 - ・学校の実情や学校規模適正化等を踏まえた余裕教室等の有効活用の検討
- ◆危機等発生時の安全確保など安全・安心な学校環境づくりを推進します。
 - ・地域防災計画による防災体制の周知と訓練等の実施



施策4 一人一人に寄り添った支援の充実

- ◆本人、保護者との合意形成及び関係機関との連携の下、一貫した支援を行います。
 - ・「個別の教育支援計画※16」及び「個別の指導計画※17」の活用
- ◆合理的配慮を踏まえた指導を全教職員の共通理解の下、組織的に行い、社会性や豊かな人間性の育成を図ります。
 - ・インクルーシブ教育※18の推進及び通級指導教室※19の拡充
 - ・Q-Uアンケート※20の実施による、生活の困り感の把握と適切な指導
 - ・NRT※21の実施による学習の困り感の把握と適切な指導
- ◆不登校児童生徒に関する支援や学習支援、生活支援など、学校生活における様々な不安や問題に対応するための支援を行います。
 - ・「スマイリングルーム※22」での不登校児童生徒の学習支援等、学校復帰を目指した取り組み
 - ・スクールサポーター※23の配置によるきめ細かな学習支援
 - ・要保護・準要保護就学支援制度※24による支援
- ◆いじめによる悩みや不登校、非行問題に対する相談に対応します。
 - ・スクールカウンセラー※25の全小学校配置による教育相談体制の充実
 - ・スクールソーシャルワーカー※26の配置による家庭支援体制の充実
 - ・教育研究所を中心とした相談体制の充実

施策5 いじめの未然防止と早期対応の充実

◆自他を尊重し、互いに協力し合い、主体的により良い人間関係を形成していこうとする集団づくりを進めます。特に、いじめ撲滅に向けて主体的に行動できる力を育てます。

- ・道徳教育の充実
- ・コミュニケーション能力の育成

◆いじめの早期発見、早期対応ができる学校づくりを進めます。

- ・学校いじめ防止基本方針※27に基づく取り組みの推進
- ・指導主事やスクールカウンセラーの派遣及び教育相談の実施
- ・SOSの出し方教育の実施
- ・「いじめ防止専門委員会※28」や関係機関との連携

施策6 社会全体での子どもの見守り、成長支援

◆すべての教育の出発点である家庭教育の重要性を踏まえ、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力の定着など、子どもの自立心を育成し心身の調和のとれた発達ができるよう、家庭の教育力を高めるための支援を行います。

- ・保護者を対象とした講座の開設などによる家庭教育の支援
- ・家庭と学校の連携

◆地域と学校が連携した教育環境づくりを進めます。

- ・地域の教育力の活用による学校運営のサポート
- ・子どもの安全確保のための小学校への学校安全サポーター※29の配置と登下校の見守り活動の推進
- ・高等学校、大学との連携・交流、民間の教育力の活用
- ・虐待の早期発見など子どもの命を守るための警察や関係機関・団体との連携

◆長期の休暇や放課後の子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりに配慮します。

- ・「キッズクラブ※30」の運営・整備を行う子育て部門との連携



全体の推進体制

本計画を進めていくため、関係機関との連携・情報交換を密にしながら、教育委員会全体の調整を行い適正に運営します。また、各施策を分析・評価し、効率的で効果的な教育行政を推進します。

施策1 適正な教育委員会の運営

- ◆各種会議を開催し、教育委員会の方針について決定します。
 - ・総合教育会議※31、教育委員会会議(定例会・臨時会)、教育政策会議※32の開催
- ◆関係機関等の連携・協力により教育課題に取り組みます。
 - ・幼稚園、小中学校への訪問
 - ・県教育委員会連合会や他市町村教育委員会との連携
- ◆教育委員の資質向上を図るため、研修の充実などを図ります。



- ・教育委員を対象とした各種研修会への参加
- ・制度改革や新たな施策等に関する情報提供
- ・先進地等への視察

施策2 効果的・効率的な教育行政の推進

- ◆関連する施策について、情報・課題を共有し連携・協働して取り組みます。
 - ・教育委員会事務局内会議の定期開催
 - ・市長部局との連携強化
- ◆「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育委員会事務の点検・評価を実施し、各施策を確実に実施するとともに、取り組みへの反映を行います。
 - ・PDCAサイクルに則った外部評価委員による事務の点検評価の実施
 - ・市民アンケートや関係者ヒアリング等によるニーズの把握
- ◆市民に開かれた教育行政を進め、信頼される教育行政を目指します。
 - ・事務の点検・評価報告書の公表
 - ・総合教育会議、教育委員会会議の公開及び会議録の公表



各施策の目標と参考指標

各施策の進捗状況や達成状況を計る指標として、次のとおり目標及び参考となる指標を設定しました。目標指標では、数値で示した目標値を設定し、本計画の最終年である令和5年度を目標年度として施策を進めていきます。また、数値としての目標が設定しにくい施策や現状値を参考として推移を見る必要がある取り組みを参考指標としています。

目標指標及び目標値

基本目標	施策番号	施策名	目標指標内容	目標値 令和5年度	現状値 令和元年度
I	1	幼児教育との接続強化	各小学校における幼保小連携推進会議に参加する幼保育園、幼児施設の合計数(のべ数)	75	70
	3	心の教育の推進	「自分にはよいところがある」と回答した割合(全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における調査)	80%	79.4%
	4	ふるさと教育の推進	「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した割合(全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における調査)	80%	76.5%
	6	安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供と食育の推進	食に関する指導の実施率(小中学校での食に関する指導の実施クラス数/全クラス数)	100%	93.3% (平成30年度)
II	1	コミュニケーション能力の向上	ココロとカラダワークショップを体験した児童生徒の満足度(アンケート調査による「とても楽しかった」、「楽しかった」の合計)	90%以上 (注)	95.0% (平成30年度)
	2	国際理解教育の充実と多文化共生教育の推進	「英語が好き」と回答した児童の割合(英語アンケート)	75%	71.1% (平成30年度)
	3	キャリア教育の推進	「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合(全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における調査)	80%	75.2%
	4	ICT※11 活用の推進	「授業にICTを活用している」と回答(4点満点換算)(学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	80%	75.5% (平成30年度)
III	1	教職員の資質及び指導力の向上	「教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させている」と回答した割合(全国学力・学習状況調査の学校質問紙における調査)	100%	95.5%
	3	学校施設環境の整備、管理	学校における安全点検の実施回数	各校月1回	各校月1回
	4	一人一人に寄り添った支援の充実	Q-U、NRT検査における三次支援※33が必要な児童生徒の割合	6.0%	6.3%
	6	社会全体での子どもの見守り、成長支援	「保護者や地域の人々が学校の美化、登下校の見守り、学習、部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している」と回答した割合(全国学力・学習状況調査の学校質問紙における調査)	100% (注)	100%

表中(注)は、現状値の維持を目標とするものです。



参考指標

基本目標	施策番号	施策名	参考指標内容	現状値 令和元年度
I	2	確かな学力の向上	全国学力・学習状況調査における市平均と全国平均との比較	やや下回る
	5	体力の向上と健康の保持増進	全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、到達目標値に達した児童生徒の割合	74.5% (平成30年度)
II	5	総合的な能力と個性を伸ばす教育の推進	「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」と回答した割合(全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における調査)	76.3%
			「学校に行くのが楽しいと思う」と回答した割合(全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における調査)	84%
III	2	教職員の働きやすい環境づくり	教職員の時間外勤務(月平均)	57時間 55分
	4	一人一人に寄り添った支援の充実	不登校児童の出現率(小学生)	0.58% (平成30年度)
			不登校生徒の出現率(中学生)	3.85% (平成30年度)
			スマイリングルーム利用率(スマイリングルーム通室者数/全欠1ヵ月以上児童生徒数)	23.2% (平成30年度)
			スクールカウンセラーによるカウンセリングを行った人数(延べ人数)	1,052人 (平成30年度)
	5	いじめの未然防止と早期対応の充実	いじめの経験比率(①「いじめを受けた」児童生徒の比率)	10.2% (平成30年度)
			いじめの経験比率(②「いじめた」児童生徒の比率)	6.9% (平成30年度)
			いじめの経験比率(③「いじめを見た」児童生徒の比率)	13.0% (平成30年度)
			市立小中学校のいじめの認知件数	141件 (平成30年度)
			市立小中学校のいじめ解消率(「解消している」/認知件数) ※〈 〉内は「一定の解消が図られたが、継続支援中」/認知件数	46.1% 〈53.2%〉 (平成30年度)

※1 可児市教育大綱

可児市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針であり、総合教育会議において市長と教育委員会の協議を経たうえで、市長が策定する。

※2 幼保小連携推進会議

幼児期から児童期への円滑な移行の実現のために、幼稚園・保育園・小学校における相互の連携の確保及び推進を図ることを目的として、各関係機関代表で構成された組織。幼保小連携推進協議会の上位組織にあたる。

※3 スタートカリキュラム

小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出すためのカリキュラム

※4 アプローチカリキュラム

就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応するとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるための幼児期の教育終了前(5歳児の10月～3月)のカリキュラム

※5 SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)

認知行動療法と社会学習理論を基盤にした支援方法の一つ。社会の中で、相手から自分の望むような反応を得るためには、一定の認知や行動のスキルが必要となる。児童生徒に必要な知識を与え、行動リハーサルやロールプレイなどの練習を通して、社会性や自己肯定感等を獲得できるよう支援の順序や手立てを定め、構造化した教育支援の手法

※6 ココロとカラダワークショップ

可児市文化創造センターが開催している「アーラのおすすめ学校プログラム」の中の1つ。教育プログラムに長けたアーティストが学校やスマイリングルームを訪れ、演劇やダンスの要素を取り入れたゲームなどを実施し、児童生徒が表現することの楽しさを体験することで、コミュニケーション能力を向上させていくことを目的としている。

※7 かにっこ英語プログラム研究

平成25年度から実施している可児市小学校英語コミュニケーション研究事業の名称。「国際化時代に対応し、外国人に対して物怖じすることなくコミュニケーションを図ろうとする子どもの育成」を目的としている。

※8 かにっこ英語サマースクール

かにっこ英語プログラムの一環として、市内全小学校の5・6年生を対象に市内地区センターにおいて、夏休み期間に子どもたちが外国人と、または子ども同士で英語によるコミュニケーション活動を楽しむことを目的に行う事業。中学生もボランティアとして参加している。

※9 ALT(Assistant Language Teacher)

外国語を母国語とする外国語の指導助手。学校での外国語授業の補助を行う。

※10 ばら教室KANI

市立小中学校へ就学する外国籍児童生徒を対象として、各学校に籍を置きながら学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導を集中的に行い、学校の国際教室へ通学するまでの支援を行う。

※11 ICT(Information and Communication Technology)

情報や通信に関する技術の総称。ICTを活用した授業を行うことによって、子どもの学力を向上させ、また、情報活用能力を身につけさせる。

※12 非認知能力

IQ(知能指数)テストや学力テストなどによる数値化が可能な「認知能力」に対して、可視化することができない多様な人間力を指す。具体的には継続して物事に向き合い成し遂げる力(グリット)や困難な状況にもしなやかに適応できる力(レジリエンス)など、生きていくうえで欠かせないスキル

※13 学校所員会

市教育研究所の所員として市教育委員会から委嘱された各小中学校の教員から成る、市の教育課題に対する研究実践を行う組織

※14 スクールロイヤー

学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等の未然防止や法的に解決するための弁護士

※15 可児市公共施設等マネジメント

可児市が現在保有している公共施設のあり方について効率的な管理運営や安全安心に向けた具体的な計画づくりを進めていくための考え方

※16 個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で支援していくという考えのもと、学校が中心となって関係機関と連携し、的確な教育を行うための計画

※17 個別の指導計画

個別の教育支援計画をふまえ、具体的に一人一人の教育的なニーズに応じた指導目標、内容、方法などをまとめた計画

※18 インクルーシブ教育

インクルーシブとは、障がいのある者となない者が分け隔てられずに、共に学ぶ機会が保障されているという概念。インクルーシブ教育においては、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域に初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

※19 通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴などの障がいがある児童生徒のうち、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障がいの状態に応じた特別の指導を行う教育形態

※20 Q-Uアンケート

Questionnaire-Utilitiesを略したもの。教員の日常観察や面接による児童生徒の理解の限界を補い、個々の状態及び学級の状態を理解するための、客観的で多面的な資料を提供することを目的としたアンケート調査

※21 NRT

Norm Referenced Testを略したもの。全国標準に照らして客観的に学力を把握するための標準学力検査

※22 スマイルングルーム

不登校の児童等への教育支援(通級教室、体験学習等)を行う適応指導教室。「スマイルングルーム」は可児市の適応指導教室の通称

※23 スクールサポーター(School Supporter)

学級でのティームティーチングや相談指導の支援などを行うために各校に配置された非常勤講師。児童生徒の学習支援や発達障がいなどのある児童生徒の支援を行う「スクールサポーター」と、外国籍児童生徒の支援を行う「通訳サポーター」がある。

※24 要保護・準要保護就学支援制度

生活保護を必要とする世帯または生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童生徒に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費など、一定の援助を行う支援制度

※25 スクールカウンセラー(School Counselor)

児童生徒の不登校や校内での様々な問題行動等の対応に当たり、専門的な心理学的知識を活用して心理相談業務に従事する心理職専門家

※26 スクールソーシャルワーカー(School Social Worker)

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図る人材

※27 学校いじめ防止基本方針

可児市子どものいじめの防止に関する条例に規定する事項をより具体的にするために、学校毎にいじめ防止に対する基本的な考え方や、具体的な取組、対策等をまとめたもの。

※28 いじめ防止専門委員会

学校だけでは解決が困難ないじめ問題に対し、専門家が客観的な立場から調査、調整等を行うための機関

※29 学校安全サポーター

小学校の登下校時の見守り活動や校内警備にあたるために配置される人

※30 キッズクラブ

放課後又は休業日に保護者等がいない家庭の児童の保育を行う。(平成25年度から対象学年を小学校6年生までに拡大し、長期休暇期間のみの入室も可能とした上で、児童クラブからキッズクラブに名称変更)

※31 総合教育会議

地方公共団体の長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行うための会議

※32 教育政策会議

教育委員会が教育委員会会議の審議内容を補完したり、教育に関する中長期的な課題や政策等を協議したりするために必要に応じて開催する会議

※33 三次支援

一斉指導に参加させるために行う個別の特別な支援、または、一斉指導と並行して行う個別のプログラムによる支援

可児市教育大綱の可児市教育振興基本計画への反映状況

(注) 関連する取組は重複して記載しています。

教育大綱 「5つの目標」	教育振興基本計画			
	基本目標	施策	具体的手段(主なもの)	
1.「豊かな心」を育みます	I	1	幼児教育との接続強化	遊びを通して行う教育の推進
		3	心の教育の推進	命の大切さなどを育む心の教育や道徳教育の推進
		4	ふるさと教育の推進	「可児市のじまんとほこり」の活用、特色ある学習活動の推進
		6	安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供と食育の推進	正しい食習慣を身に付けることや家族と一緒に楽しく食事することの大切さの認知
	II	5	総合的な能力と個性を伸ばす教育の推進	非認知能力を伸ばす教育の推進
	III	5	いじめの未然防止と早期対応の充実	自他の尊重と他者との関係構築の推進
2.「共に生きるためのルールを守る意識」を高めます	I	1	幼児教育との接続強化	規範意識習得に向けたアプローチカリキュラムの実施
		3	心の教育の推進	命の大切さや規範意識などを育む心の教育の推進、道徳を要とする道徳教育の推進
	II	2	国際理解教育の充実と多文化共生教育の推進	国籍の異なる児童生徒との交流、外国籍児童生徒の日本の学校生活への適応
		4	ICT活用の推進	情報モラル教育の推進
	III	4	一人一人に寄り添った支援の充実	インクルーシブ教育の推進
		5	いじめの未然防止と早期対応の充実	道徳教育の充実、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの推進
6	社会全体での子どもの見守り、成長支援	保護者を対象とした講座の開設などによる家庭教育の支援		
3.「夢に向かってチャレンジできるたくましい力」を養います	I	2	確かな学力の向上	質の高い授業の実現、協働的な学習活動による主体的・対話的で深い学びの実現
		5	体力の向上と健康の保持増進	児童生徒の健康診断の実施、休み時間の活動やクラブ活動・部活動を通じた体力の向上
		6	安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供と食育の推進	地場産物等を活用した魅力ある給食の提供、学校給食を活用した発達段階に応じた食育指導
	II	1	コミュニケーション能力の向上	ココロとカラダワークショップの実施、かっこいい英語プログラム研究の推進
		3	キャリア教育の推進	体験活動を通じた自分らしい生き方を実現する能力の育成
		4	ICT活用の推進	ICTを活用した学習活動の充実、プログラミング教育の推進
		5	総合的な能力と個性を伸ばす教育の推進	各学校の特色を生かした教育課程、朝読書等を通じた読書活動の充実、スポーツ・文化等の才能や個性を伸ばす教育の推進

教育大綱 「5つの目標」	教育振興基本計画			
	基本目標	施策	具体的手段(主なもの)	
3.「夢に向かってチャレンジできるたくましい力」を養います	Ⅲ	1	教職員の資質及び指導力の向上	管理経営研修の実施、若手教職員育成や講師研修会の実施、学校所員会における研究活動の充実
		3	学校施設環境の整備、管理	校舎、屋内運動場の計画的な改修及び校舎、遊具の安全点検、効果的な施設・設備や備品の整備、学校規模適正化の検討
		4	一人一人に寄り添った支援の充実	スクールサポーターの配置によるきめ細かな学習支援
4.「ふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人」を育てます	I	4	ふるさと教育の推進	「可児市のじまんとほこり」の活用、特色ある学習活動の推進、地域の環境を生かした遊び体験、地域住民の参画による活動の実施
	Ⅱ	3	キャリア教育の推進	様々な体験活動を通じた自分らしい生き方を実現する能力の育成
	Ⅲ	6	社会全体での子どもの見守り、成長支援	コミュニケーション能力の定着や自立心の育成支援
5.「子どもは地域全体で育てる意識」を高めます	Ⅰ	1	幼児教育との接続強化	幼保小連携推進会議及び幼保小中連携講座の開催、園と小中学校の交流活動(交流学习)の実施、ばあむ及びくれよんとの連携
		4	ふるさと教育の推進	地域の教育力を生かした学習活動の推進、地域の環境を生かした遊び体験、地域住民の参画による活動の実施
		6	安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供と食育の推進	家庭における食環境の改善指導、保護者への食育指導
	Ⅱ	2	国際理解教育の充実と多文化共生教育の推進	国際交流協会との連携、協力による外国籍児童生徒の就学支援
		3	キャリア教育の推進	体験活動を通じた自分らしい生き方を実現する能力の育成
	Ⅲ	2	教職員の働きやすい環境づくり	外部人材の活用、導入による勤務時間の軽減と業務の負担軽減
		3	学校施設環境の整備、管理	学校の実情や学校規模適正化等を踏まえた余裕教室等の活用の検討
		4	一人一人に寄り添った支援の充実	スマイリングルームでの学習支援等、学校復帰を目指した取り組み、スクールソーシャルワーカーの配置による家庭支援体制の充実、要保護・準要保護就学支援制度による支援
		6	社会全体での子どもの見守り、成長支援	保護者を対象とした講座の開設などによる家庭教育の支援、家庭と学校の連携、子どもの安全確保に関する連携、高等学校、大学との連携・交流、子どもの命を守るための警察や関係機関・団体との連携、子育て部門との連携

可児市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

区分	所属団体等	氏名	備考
学識経験者	元岐卓大学大学院教育学研究科教授 可児市いじめ防止専門委員会（委員長）	はしもと おさむ 橋本 治	委員長
	名城大学都市情報学部教授	かめい えいじ 亀井 栄治	委員長 職務代理者
家庭関係者 （保護者）	瀬田幼稚園PTA（会長）	にしかわ こうき 西川 公基	
	可児市PTA連合会（副会長）	たかみ まさひこ 高見 昌彦	
	可児市PTA連合会母親委員会（副委員長）	やまもと みつこ 山本 光子	
地域関係者	可児市市自治連絡協議会（会長）	はせがわ あきら 長谷川 彰	
	可児市民生児童委員連絡協議会（児童委員長）	おぎの よし 荻野 淑	
	可児市青少年育成推進委員会（委員）	こじま よういちろう 小島 洋一 瑠	
学校関係者 （幼稚園含む）	可児市立春里小学校（校長）	のだ もりひこ 野田 守彦	
	可児市立蘇南中学校（校長）	みしな よしのり 三品 芳則	
その他	可児市市国際交流協会（事務局長）	かかむ まゆみ 各務 眞弓	
市民	公募委員	たにくち しんじ 谷口 新二	
	女性市民委員登録者	ひらい みどり 平井 緑	

第2期可児市教育振興基本計画

(令和2年度～令和5年度)

策定年月	令和2年3月
編集発行	可児市教育委員会事務局教育総務課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地
電 話	0574-62-1111 (代)
F A X	0574-63-6751
電子メール	kyoikusomu@city.kani.lg.jp
ホームページ	http://www.city.kani.lg.jp/



えがお がっこう
笑顔の学校